

道央自動車道
奈井江川橋床版取替検討

特 記 仕 様 書 （ 案 ）

令和8年10月

東日本高速道路株式会社 北海道支社

旭川管理事務所

第1章 総則

1-1 調査等概要

- 1-1-1 調査等名 道央自動車道 奈井江川橋床版取替検討
- 1-1-2 道 路 名 道央自動車道
- 1-1-3 履行箇所 自) 北海道美唄市東明 (美 唄 I C)
至) 北海道旭川市字近文 (旭川鷹栖 I C)

1-1-4 橋梁形式

橋梁名	橋梁形式	橋長	備考
奈井江川橋 上り線	4 径間連続 R C 中空床版桁 + 5 径間連続 R C 中空床版 桁 + 2 径間連続非合成鈑桁 + 8 径間連続 R C 中空床版 桁 + 6 径間連続 R C 中空床 版桁	4 9 5 . 6 0 0 m	床版取替設計
奈井江川橋 下り線	4 径間連続 R C 中空床版桁 + 5 径間連続 R C 中空床版 桁 + 2 径間連続非合成鈑桁 + 8 径間連続 R C 中空床版 桁 + 6 径間連続 R C 中空床 版桁	5 0 4 . 5 0 0 m	床版取替設計
出合沢川橋 上り線	R C 3 径間連続中空床版 + 鋼 3 径間連続非合成鈑桁 + R C 2 径間連続中空床版	2 1 6 . 0 0 0 m	床版取替設計
幌内二の沢橋 上り線	鋼 3 径間連続非合成鈑桁 + 鋼 2 径間連続トラス	2 7 5 . 0 0 0 m	床版取替設計

1-1-5 主な履行内容

項目	数量	備考
現地踏査	1 式	
床版取替設計		
鋼 2 径間連続非合成多主鈑桁橋	2 連	奈井江川橋 (上り線 : P 9 ~ P 1 1) (下り線 : P 9 ~ P 1 1)
鋼 3 径間連続非合成多主鈑桁橋	2 連	出合沢川橋 (上り線 : P 3 ~ P 6) 幌内二の沢橋(上り線) (上り線 : A 1 ~ P 3)

項目	数量	備考
既設鋼桁照査（L R）A 1	1 式	奈井江川橋 （上り線：P 9～P 1 1）
既設鋼桁照査（L R）A 2	1 式	奈井江川橋 （下り線：P 9～P 1 1）
既設鋼桁照査（L R）B	1 式	出合沢川橋（上り線） （上り線：P 3～P 6）
既設鋼桁照査（L R）C	1 式	幌内二の沢橋（上り線） （上り線：A 1～P 3）
附帯工設計		
詳細図作成	1 2 枚	
渡り線設計	0. 4 k m	
道路施設設備設計	1 式	
設計打合せ	1 式	

1－2 適用する共通仕様書

契約書第 1 条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和 8 年 7 月版とする。

1－3 履行期間

本業務は、共通仕様書 1－1 3－1 「着手日」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から１０日以内に、履行期間通知書（別紙－１）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から４２０日間まで

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から６０日間まで

１－４ テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書１－１２－４「テクリスへの登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

（１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から１５日以内

１－５ 資料の貸与

共通仕様書１－１５－１「資料の貸与」に基づく貸与資料の一覧は、以下に示すとおりにする。

なお、設計を行うため資料の復元等を要する場合は、監督員と協議し定めるものとする。

貸与資料	内容	貸与予定日
工事完成図面	奈井江川橋、出合沢川橋、幌内二の沢橋の工事完成図面	契約保証取得後貸与
建設時設計成果品	奈井江川橋、出合沢川橋、幌内二の沢橋の設計成果品	
管理用平面図	奈井江川橋、出合沢川橋、幌内二の沢橋の管理用平面図	
床版取替基本設計報告書	「鱒取川橋床版取替検討」における幌内二の沢橋（下り線）の設計成果品	
床版取替工事における既設鋼桁照査に関する参考資料	—	

１－６ 発注者または監督員が行う協議

発注者または監督員が行う協議で本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議の有無は下表のとおりとする。

なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書１－１６「関係官公署及び関係会社への手続き」に従って行う協議以外である。

また、本業務の検討内容に応じて必要な協議を追加・変更する場合がある。

下記協議は、当該設計の内容に応じて関係者等と協議することとしているため、協議等の進捗状況を監督員に適宜確認するものとする。

(1) 規制関係

位置	道路名	管理者名	必要協議	備考
出合沢川橋 幌内二の沢橋	道央自動車道	北海道警察旭川方面本部 旭川機動警察隊 高速道路交通警察隊	交通規制等協議	
奈井江川橋		北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊		

(2) 道路関係

位置	路線名	管理者名	必要協議	備考
奈井江川橋	道道529号東奈井江奈井江停車場線	北海道	道路占用協議、 近接施工協議	
出合沢川橋	市道内3号	深川市		
	市道音18号			
幌内二の沢橋	幌内沢林道	林野庁		

(3) 河川・水路関係

位置	河川・水路名	管理者名	必要協議	備考
奈井江川橋	石狩川水系 奈井江川	北海道	河川協議	一級河川
出合沢川橋	出合沢川	深川市		普通河川
幌内二の沢橋	納内幌内川支流	深川市		普通河川

(4) 電力・通信施設関係

位置	種別	管理者名	必要協議	備考
美唄IC～ 旭川鷹栖IC	光通信ケーブル	KDDI(株) 東日本高速道路(株)	施工時の制約範囲 確認、移設等検討 協議	
	メタル通信ケーブル・電源ケーブル	東日本高速道路(株)		
出合沢川橋	電線	北海道電力ネットワーク株式会社	桁下を横断している電線の取扱い、 防護・移設等	
	通信(電話)線	NTTインフラネット株式会社		

(5) その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

1-7 計画工程表

1-7-1 計画工程表の記載事項

受注者は、共通仕様書1-14-1「作業計画書の提出」に示す作業計画書の計画

工程表の作成にあたっては、次の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。

受注者は、完了時期の明示にあたって、発注者または監督員が行う協議や共通仕様書 1-2-2 「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討し、計画工程表に記載するものとする。また、共通仕様書 1-9-4 「照査計画の作成」に定める照査計画を盛り込むこととする。なお、作業単位の設定は、次を標準とするが、計画工程表の提出にあたって監督員と受注者との協議のうえ決定するものとする。

種別	工種	作業単位	備考
現地踏査	—		
床版取替設計	鋼 2 径間連続非合成多主鈑桁橋 A	奈井江川橋（上り線）	P 9 ～ P 1 1
	鋼 2 径間連続非合成多主鈑桁橋 E	奈井江川橋（下り線）	P 9 ～ P 1 1
	鋼 3 径間連続非合成多主鈑桁橋 A	出合沢川橋（上り線）	P 3 ～ P 6
	鋼 3 径間連続非合成多主鈑桁橋 C	幌内二の沢橋（上り線）	A 1 ～ P 3
既設鋼桁照査 （L R）	A 1	奈井江川橋（上り線）	P 9 ～ P 1 1
	A 2	奈井江川橋（下り線）	P 9 ～ P 1 1
	B	出合沢川橋（上り線）	P 3 ～ P 6
	C	幌内二の沢橋（上り線）	A 1 ～ P 3
附帯工設計	詳細図作成	奈井江川橋（上り線） 奈井江川橋（下り線） 出合沢川橋（上り線） 幌内二の沢橋（上り線）	
	渡り線設計	奈井江川橋（上下線） 出合沢川橋（上り線）	
	道路施設設備設計	奈井江川橋（上り線） 奈井江川橋（下り線） 出合沢川橋（上り線） 幌内二の沢橋（上り線）	
設計打合せ	—		

1-7-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は、共通仕様書 1-2-2 「打合せ」の実施時に、計画工程表に作業の実施状況を記載し、監督員に報告するとともに、打合簿に添付するものとする。

なお、受注者は、前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-3-0-1 「契約変更」に準じた協議のうえ、必要に応じ共通仕様書 1-1-4-3 「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。

1-8 打合簿の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書 1-2-2 「打合せ」にあたっては、打合せ前に打合せ項目を整理すると共に、打合せ終了後、速やかに調査等打合簿（共通仕様書様式第 1-4 号）を作成し、監督員に記載事項についての確認を得るものとする。

清書した打合簿は、電子メールによる伝達とし、受注者は受領日を記載したうえで、発議者に電子メールで返送のうえ、保管するものとする。

1-9 工事記録情報の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書 1-4-4-1 「工事記録情報」の規定に従って、「工事記録収集システム」へのデータ入力を行うものとする。また、業務完了までに、「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報 完了届」を監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、「工事記録情報チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。また、照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い、速やかに修正を行うものとする。

工事記録収集システムに関する問い合わせ先は、当社が協定締結した「保全点検業務等の実施に関する協定」に規定する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

1-10 三者協議会について

本調査等の成果による発注工事（以下、「予定工事」という。）において、監督員及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に係わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下、「三者協議会」という。）」を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途監督員、予定工事の受注者および受注者として協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定する協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

1-11 生成AIの利活用

1-11-1 本業務での生成AIの取扱い

本業務において、生成AIを用いた成果品等を作成する場合には、利用範囲を受発注者間で協議するものとする。

協議を踏まえ、受注者は「生成AI利活用計画書兼チェックリスト」（別紙-2）を作業計画書に添付し、監督員に提出するものとする。

なお、生成AIを用いた成果品等とは、報告書・設計成果に直接影響するものとし、報告書本文の生成（要約・文章生成）、設計条件の整理・記述生成、発注者への提出書類等を想定している。

1-1-1-2 生成A I利活用における情報漏えいリスク対策への留意事項

受注者は作業計画書の作成にあたり、生成A Iを業務の履行に際して利活用する場合には情報漏えい防止対策の強化に関する事項に「生成A Iを利活用することによるリスク対策等」を明示する。

1-1-1-3 生成A Iを用いた成果品等の留意事項

受注者は、生成A Iを用いた成果品等が契約書第8条に定める特許権等の第三者の権利の対象となりうることに留意し、生成A Iを用いて作成した箇所又は生成A Iが成果品等の作成に実質的に寄与した箇所については、その旨を成果品等に明示することとする。特に画像等で生成A Iを利用した場合には原則その旨の注釈をつけるものとする。

1-1-1-4 機械可読性に配慮した成果品等の作成

受注者は、成果品とりまとめ等にあたり、生成A I等が認識・解析しやすい形式となるよう配慮した報告書様式とするものとする。具体的には、以下の対応を含むものとする。

- (1) 報告書本体において、構造化された見出し体系や明確な章立ての検討
- (2) 図表への適切なキャプションやテキストの付与
- (3) 報告書の要旨、目次、結論等の主要部分について、マークダウン形式等の機械可読性の高い形式での概要資料の作成
- (4) データや図表について、可能な範囲で元データ（C S V、J S O N等）の提供
なお、業務の特性等により上記の対応が困難な場合は別途協議すること。

1-1-1-5 生成A Iの利活用に要する費用

生成A Iの利活用に要する費用は、その他原価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の概要

本業務は、「設計要領第二集 橋梁保全編（令和8年7月版）」に基づき、本特記仕様書1-5「資料の貸与」に示す既存資料の設計条件を整理するとともに、鋼桁の既設R C床版の床版取替に伴うプレキャストP C床版の基本設計並びに、現行活荷重及び死荷重変更等による既設鋼桁橋の設計照査（支承含む）、発生応力度が許容値を満足しない場合に既設鋼桁照査（Load Rating）（以下「L R」という。）の実施、床版取替工事の発注用図面作成及び対面通行に係る渡り線の設計を行うものである。

2-2 現地踏査

現地踏査は、本業務に必要な現地状況を把握するものとし、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、河川・地形・地質等の自然状況、既設橋梁・高架の横過する道路・沿道・交差・用地条件・近接構造物等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。なお、監督員から貸与する資料と現地状況に相違がある場合は、速やかに監督員に報告するものとする。

現地踏査の検測数量は、設計数量（式）とする。

2-3 床版取替設計

床版取替設計とは、鋼橋の既設RC床版の取替に伴うプレキャストPC床版の基本設計、床版取替時の施工計画検討、現行活荷重及び床版取替後の死荷重変更等に伴う既設鋼桁橋（支承含む）の設計照査を行うものをいう。なお、床版取替は全幅取替とした場合の施工計画検討とする。交通運用計画等変更が生じた場合には監督員から別途指示するものとし、変更に伴う増加費用については監督員と協議するものとする。

床版取替設計の検測数量は、設計数量（連）とする。

2-3-1 設計種別

種別	類似区分 ※1	数量	設計条件	設計区分 ※2
床版取替設計 鋼2径間連続非合成多主鈑桁橋A	A	1連	対象橋梁：奈井江川橋 （上り線：P9-P11） 桁 長：78.8m 有効幅員：9.3m 設計活荷重：B活荷重（TL-20、TT-43より変更）	基本設計
床版取替設計 鋼2径間連続非合成多主鈑桁橋E	E	1連	対象橋梁：奈井江川橋 （下り線：P9-P11） 桁 長：78.8m 有効幅員：9.3m 設計活荷重：B活荷重（TL-20、TT-43より変更）	基本設計
床版取替設計 鋼3径間連続非合成多主鈑桁橋A	A	1連	対象橋梁：出合沢川橋 （上り線：P3-P6） 桁 長：129.3m 有効幅員：10.00m 設計活荷重：B活荷重（TL-20、TT-43より変更）	基本設計

種別	類似 区分 ※1	数量	設計条件	設計 区分 ※2
床版取替設計 鋼3径間連続非合 成多主鈑桁橋C	C ※3	1連	対象橋梁：幌内二の沢橋 (上り線：A1－P3) 桁 長：108.6m 有効幅員：9.0m 設計活荷重：B活荷重（TL－20、TT－43よ り変更）	基本 設計

※1 類似区分：共通仕様書5－7－6「類似構造物の取扱いによる設計区分」に示す。

※2 設計区分：既存橋梁建設時設計資料に基づいて共通仕様書5－7－3「基本設計」
に示す設計をいう。

※3 準用する設計計算等は本特記仕様書1－5「資料の貸与」に示す「鱒取川橋床版取
替検討」幌内二の沢橋（下り線）の設計成果品とする。

2－3－2 計画概要書

計画概要書には、共通仕様書5－7－3「基本設計」の規定による他、次の検討事
項を記載するものとする。

- (1) 設計荷重変更に伴う上部工の照査結果
- (2) 既設床版撤去及び新設床版設置の概略施工順序、施工方法及び留意事項
- (3) 既設床版の撤去及び新設床版設置におけるクレーン規模、台数、配置位置等の
検討

2－3－3 設計内容

床版取替設計において実施する内容は次のとおりとする。

項目	内容		備考	設計区分
床版取替設計	主構造 等	プレキャストP C床版及び壁高欄の設計、 数量算出及び図面作成	既設構造物の撤 去、再設置に必 要な数量算出、 図面作成を含む	基本設計
	付属物	下記に示す項目の設計、数量算出及び図面 作成 ・床版下面、桁端部のコンクリート表面保 護 ・伸縮装置、排水装置、検査路、橋名板、 橋歴板、飛雪防止柵、はく落対策 ・通信管路 ・防護柵（擦り付け部） ・その他付属物		

2－3－4 設計照査

設計照査とは、鋼橋の新設プレキャストP C床版設置後、現行の設計要領を用いて
既設鋼桁橋及び支承の応力照査を行うものをいう。

2－4 既設鋼桁照査（L R）

2-4-1 適用

既設鋼桁照査（LR）とは、鋼橋の既設RC床版の取替えを実施するにあたり、活荷重及び死荷重等による既設鋼桁の照査を行うものである。

既設鋼桁照査（LR）の検測数量は、設計数量（式）とする。

2-4-2 照査の内容

本特記仕様書2-3「床版取替設計」において、道路橋示方書（平成24年）に基づいて床版取替後の既設鋼桁の照査を実施し、発生応力度が許容値を満足しない場合に既設鋼桁照査（LR）を実施するものとする。なお、道路橋示方書（平成24年）に基づく既設鋼桁の照査に要する費用は床版取替設計に含むものとする。

既設鋼桁照査（LR）では、「床版取替工事における既設鋼桁照査に関する参考資料」に基づいて、LRを用いた主桁の耐荷性能評価を行い主桁補強の要否を判定し監督員に報告するものとする。

2-4-3 内訳書の区分

既設鋼桁照査（LR）の内訳書の区分は、下表のとおりとする。

種別	数量	設計条件	備考
既設鋼桁照査（LR）A1	1式	対象橋梁：奈井江川橋（上り線：P9-P11） 構造種別：鋼2径間連続非合成多主鈑桁橋 設計長：78.8m 有効幅員：9.3m	1連
既設鋼桁照査（LR）A2	1式	対象橋梁：奈井江川橋（下り線：P9-P11） 構造種別：鋼2径間連続非合成多主鈑桁橋 設計長：78.8m 有効幅員：9.3m	1連
既設鋼桁照査（LR）B	1式	対象橋梁：出合沢川橋（上り線：P3-P6） 構造種別：鋼3径間連続非合成多主鈑桁橋 設計長：129.3m 有効幅員：10.0m	1連
既設鋼桁照査（LR）C	1式	対象橋梁：幌内二の沢橋（上り線：A1-P3） 構造種別：鋼3径間連続非合成多主鈑桁橋 設計長：108.6m 有効幅員：9.0m	1連

2-5 附帯工設計

2-5-1 詳細図作成

詳細図作成とは、共通仕様書5-5-4「詳細図作成」の規定に準じて行うものとし、種別及び設計内容等は以下のとおりとする。

詳細図の作成には規制計画の検討を含むものとし、①準備工（路面標示工・渡り線舗装改良等）、②対面通行規制について監督員と協議のうえ設計し、詳細図作成、数量算出を行うものとする。

種別	作成図面	図面の区分	数量	備考
詳細図作成	対面通行規制図	簡単	4 枚	
	対面通行車線運用計画図	簡単	4 枚	
	対面通行規制横断図	簡単	4 枚	

2-5-2 渡り線設計

渡り線設計とは、共通仕様書 5-5-9「道路等概略設計時等に行う概略附帯工設計」の規定により、本特記仕様書 2-5-1「詳細図作成」で検討した規制計画に基づき設計するものとし、種別及び設計条件等は下表のとおりとする。

なお、渡り線とは、上下 4 車線（片側 2 車線）の高速道路において、土工部中央分離帯に仮舗装等を行い、交通を上下線片側に振ることで、対面通行運用を図るための連絡路をいう。

種別	開口予定箇所 (開口部位置)	渡り線延長	幅員	区分	備考
渡り線設計	K P N 6 2. 3 ~ K P N 6 2. 4	1 0 0 m	3. 5 m	工事用道路 概略設計 A 相当	奈井江川橋 (上下線施工時)
	K P N 6 4. 2 5 ~ K P N 6 4. 3 5	1 0 0 m	3. 5 m		
	K P N 1 0 1. 7 ~ K P N 1 0 1. 8	1 0 0 m	3. 5 m		出合沢川橋 (上り線施工時)
	K P N 1 0 4. 1 ~ K P N 1 0 4. 2	1 0 0 m	3. 5 m		

渡り線設計の検測数量は、設計数量（k m）とする。

2-5-3 道路施設設備設計

道路施設設備設計とは、本線上の光通信ケーブル、メタル通信ケーブル、電源ケーブル等の設計を行うことをいう。

道路施設設備設計の検測数量は、1 式とする。

(1) 適用する共通仕様書

道路施設設備設計は、「施設工事調査等共通仕様書（令和 8 年 7 月）」第 4 章機械・電気・通信工事設計の関係各項の規定に従うものとする。

(2) 設計内容

道路施設設備設計において実施する内容は、次表のとおりとする。

種別	数量	設計 区分	区分	内容
道路施設 設備設計	1 式	詳細 設計	通信土木 工事設計・ 通信線路 工事設計	①床版取替時に支障となる光通信ケーブル、メタル 幹線ケーブル、電源ケーブル等を仮移設する設計 ②仮移設した上記①を移設（復旧）する設計 区間 1 : N62. 600KP～N63. 259KP 奈井江川橋前後の光接続点間 L1=0. 659km

種別	数量	設計 区分	区分	内容
				区間 2 : N101.694KP～N103.299KP 出合沢川橋前後の光接続点間 L2=1.605km 区間 3 : N112.115KP～N113.145KP 幌内二の沢橋前後の光接続点間 L=1.030km 合計 L=3.294km

※設計区分：施設工事調査等共通仕様書 4-2-2 「詳細設計」に示す設計をいう。

2-6 設計打合せ

設計打合せは、下記のとおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、初回のみ東日本高速道路株式会社 北海道支社 旭川管理事務所とし、2回目以降は、北海道支社で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。
- (3) 打合せ回数は、当初打合せ、業務内容確認検査及び完了検査を含め、7回とする。
なお、当初打合せは現地踏査を含むものとし、別途支払は行わない。
- (4) 打合せ回数の増減に伴う費用は、別途監督員と協議し定めるものとする。
- (5) 打合せ方式について、対面式からオンライン方式に変更となった場合の費用については、別途監督員と受注者との協議し定めるものとする。

設計打合せの検測数量は、設計数量（式）とする。

2-7 電算機使用料

電算機使用料とは、本業務で実施する床版取替設計や既設鋼桁照査（LR）に必要な電算機使用料をいう。内訳書の項目の区分は、下表のとおりとする。

内訳書の項目	数量	備考
床版取替設計 電算機使用料（鋼 2 径間連続非合成多主鈑桁橋）	1 式	奈井江川橋 （上り線：P 9－P 1 1）
床版取替設計 電算機使用料（鋼 3 径間連続非合成多主鈑桁橋）	1 式	出合沢川橋 （上り線：P 3－P 6） 幌内二の沢橋 （上り線：A 1－P 3）
電算機使用料 既設鋼桁照査（LR）A 1	1 式	奈井江川橋 （上り線：P 9－P 1 1）
電算機使用料 既設鋼桁照査（LR）A 2	1 式	奈井江川橋 （下り線：P 9－P 1 1）
電算機使用料 既設鋼桁照査（LR）B	1 式	出合沢川橋 （上り線：P 3－P 6）

内訳書の項目	数量	備考
電算機使用料 既設鋼桁照査（LR）C	1 式	幌内二の沢橋 （上り線：A 1－P 3）

電算機使用料の検測数量は、設計数量（式）とする。

2－8 交通費・宿泊費

交通費・宿泊費には、設計打合せ及び現地踏査に必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、打合せが対面式からオンライン方式に変更になった場合や業務に大幅な変更が生じた場合の費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

交通費・宿泊費の検測数量は、設計数量（式）とする。

2－9 成果品

成果品は、共通仕様書 1－4 5 「成果品」の規定によるものとし、報告書（紙）の表紙は、黄色、黒文字製本とする。

2－10 クマ対策に係る費用

2－10－1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

2－10－2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

2－10－3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした内容は対象外とし、技術提案項目による履行対象であることを報告書内に明記するものとする。

①クマ対策毎の実施数量及び実施時期

②実施状況が確認できる資料

③支払実績が確認できる資料

※ 熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

第3章 補足事項

3-1 設計図書の変更及び追加について

床版取替設計、既設鋼桁照査（LR）、附帯工設計の実施に伴い、業務内容の変更または追加する場合があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとする。この場合の費用については、別途監督員と受注者との協議し定めるものとする。

- (1) 現地踏査に伴う構造物補修設計の追加
- (2) 照査及び対策検討結果に伴う維持修繕設計の追加
- (3) 道路橋示方書（平成24年版）に基づく既設鋼桁照査で許容値を満たした場合は、既設鋼桁照査（LR）の対象範囲を減ずる場合がある。
- (4) 既設鋼桁照査（LR）の結果に基づいて、既設鋼桁の補強設計を追加する場合がある。
- (5) 附帯工設計の変更及び関係機関協議に伴う各種対応の追加
- (6) 施工計画に伴う工事用道路設計の追加
- (7) 工事発注用図面作成における図面修正の追加

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長） 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

（調査等名）

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（1. 契約保証取得の日の翌日）

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（1. 契約保証取得の日の翌日）

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（1. 契約保証取得の日の翌日）

（3－2. 受注者が設定した業務の終期）

以 上

生成AI利活用計画書 兼 確認チェックリスト

別紙－2

【記入・確認方法】受注者は「計画書記載内容」を記入し、各確認項目を自己確認（チェック欄に記入）してください。発注者は受注者の記載内容を確認（チェック欄に記入）してください。

区分	計画書記載内容（受注者記入）	No.	確認項目・確認の視点	受注者チェック	発注者チェック	備考
1. 利用目的	生成AIを利用する目的・理由を具体的に記載してください。 ・本業務との関係 ・期待する効果 ・再委託先が利用する場合は、その目的	1-1	生成AIを利用する目的・理由が具体的に記載されているか	☐	☐	
		1-2	利用目的が本業務の内容と整合しているか	☐	☐	
		1-3	再委託先がある場合、再委託先ごとの利用目的も記載されているか	☐	☐	
2. 利用予定範囲	生成AIを使用する範囲を具体的に記載してください。 ・使用予定の業務工程（計画策定、設計案作成、報告書作成補助等） ・対象とするデータ（種類・内容） ・作業の概要（どのようにAIを使うか） ・再委託先が利用する場合は、その利用範囲	2-1	使用予定の業務工程（計画策定、設計案作成、報告書作成等）が明記されているか	☐	☐	
		2-2	対象とするデータ（入力するデータの種類・内容）が記載されているか	☐	☐	
		2-3	作業の概要（どのようにAIを使うか）が具体的に記載されているか	☐	☐	
		2-4	利用範囲について、発注者との協議を経た内容となっているか	☐	☐	
		2-5	再委託先がある場合、再委託先ごとの利用範囲も記載されているか	☐	☐	
3. 利用予定の生成AIサービス名	利用予定の生成AIサービスについて記載してください。 ・サービス名称／提供元 ・利用形態（クラウド、オンプレミス等） ・複数のLLMを用いるサービスの場合も、そのサービス名 ・再委託先が利用する場合は、利用サービス名・利用形態	3-1	サービス名称と提供元（企業名）が明記されているか	☐	☐	
		3-2	複数のLLMを用いるサービス（GaiXer、exaBase等）を利用する場合、そのサービス名が記載されているか	☐	☐	
		3-3	利用形態（クラウド／オンプレミス等）が記載されているか	☐	☐	
		3-4	再委託先がある場合、再委託先ごとの利用サービス名・利用形態も記載されているか	☐	☐	
4. 入力情報の取扱い	入力情報の取扱いについて記載してください。 ・個人情報原則入力しない方針 ・入力する場合の理由、範囲、対策 ・入力データをAI学習に利用させない措置と根拠 ・再委託先における取扱い	4-1	個人情報の取扱い方針が記載されているか（原則入力しない旨の記載があるか）	☐	☐	
		4-2	個人情報を入力する場合、その理由・範囲・対策が明記されているか	☐	☐	
		4-3	入力データがAI学習に利用されないための措置（オプトアウト設定等）が記載されているか	☐	☐	
		4-4	学習排除措置の根拠（サービスの設定・約款等）が具体的に示されているか	☐	☐	
		4-5	再委託先がある場合、再委託先ごとの入力情報の取扱いも記載されているか	☐	☐	

生成AI利活用計画書 兼 確認チェックリスト

別紙－2

【記入・確認方法】受注者は「計画書記載内容」を記入し、各確認項目を自己確認（チェック欄に記入）してください。発注者は受注者の記載内容を確認（チェック欄に記入）してください。

区分	計画書記載内容（受注者記入）	No.	確認項目・確認の視点	受注者チェック	発注者チェック	備考
5. リスク対策	リスク対策を具体的に記載してください。 ・情報漏えい防止策（社内ポリシー、アクセス制限等） ・利用履歴の保存方法、保存期間、削除方針と根拠 ・誤情報／誤解誘導リスクへの検証・レビュー体制 ・再委託先における対策	5-1	情報漏えい防止策（社内ポリシー、アクセス制限等）が記載されているか	☐	☐	
		5-2	情報漏えい防止策の内容が具体的であり、実効性があると判断できるか	☐	☐	
		5-3	生成AIの利用履歴の保存方法（保存期間・削除方針等）が記載されているか	☐	☐	
		5-4	利用履歴の保存・管理に関する社内規定や契約サービスの約款等の根拠が示されているか	☐	☐	
		5-5	誤情報・誤解誘導リスクへの対応策（生成結果のレビュー体制等）が記載されているか	☐	☐	
		5-6	レビュー体制が形式的でなく、実際に機能する体制として記載されているか	☐	☐	
		5-7	再委託先がある場合、再委託先ごとのリスク対策も記載されているか	☐	☐	
6. 発注者との協議内容	発注者との協議状況を記載してください。 ・事前協議の実施有無 ・協議に基づく条件・制限事項 ・未協議事項と今後の協議予定	6-1	生成AIの利用に関する事前協議の実施有無が明記されているか	☐	☐	
		6-2	協議済みの場合、協議に基づく条件・制限事項が具体的に記載されているか	☐	☐	
		6-3	記載された条件・制限事項が発注者との協議内容と一致しているか	☐	☐	
		6-4	未協議の事項がある場合、今後の協議予定が示されているか	☐	☐	
7. その他	その他の事項を記載してください。 ・再委託先での生成AI利用の有無と反映状況 ・継続的な見直し・報告の予定	7-1	再委託先での生成AI利用の有無が確認・記載されているか	☐	☐	
		7-2	再委託先で生成AIを利用する場合、その内容が本計画書（各項目）に反映されているか	☐	☐	
		7-3	継続的な見直し・報告の予定（業務終了後の報告等）が記載されているか	☐	☐	
8. 成果品等に関する確認 （特記仕様書との整合）	生成AIを利用して作成する成果品等の取扱いを記載してください。 ・生成AI利用の明示方法 ・生成画像等への注釈 ・第三者の権利への配慮 ・機械可読性に配慮した成果品等の構成	8-1	生成AIを利用して作成した成果品等について、その旨を明示する方針が示されているか	—	☐	※生成AIによる生成物を成果品等の一部とする場合
		8-2	生成画像等を成果品等に使用する場合、生成AI利用の旨を注釈として付す方針が記載されているか	☐	☐	※成果品等の一部に生成AI画像等を使用する場合
		8-3	第三者の権利（著作権等）への配慮が示されているか	☐	☐	※特に留意する業務の場合
		8-4	機械可読性への配慮（構造化された見出し、図表へのキャプション付与等）が考慮されているか	☐	☐	※成果品等とりまとめ時の協議事項として確認

【備考】

- ・本計画書は、作業計画書の添付資料として発注者に提出してください。
- ・発注者との協議により、記載内容の修正・追記を求められる場合があります。
- ・生成AIの利用にあたっては、情報セキュリティ、個人情報保護、公正性／正確性の確保に最大限留意してください。
- ・チェック欄は「□：未確認」「☑：確認済」「－：該当なし」から選択してください。